

客引き行為等防止対策業務委託仕様書

1 委託業務名

客引き行為等防止対策業務委託

2 業務目的

本業務は、客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）に基づき指定された、客引き行為等禁止地区（以下「禁止地区」という。）及びその周辺地域において、客引き行為者に対する口頭注意及び通行人に対する啓発活動を行うことで、客引き行為等の防止に資することを目的とする。

3 事業期間

令和7年5月1日から令和8年1月31日までの間

4 実施場所

客引き行為等禁止地区指定場所及びその周辺（別図参照）

- (1) 阪急西宮北口駅北西地域周辺
- (2) JR甲子園口駅南側周辺

※上記履行場所における配置等については、委託者と協議の上、決定することとする。

5 履行日及び履行時間

- (1) 履行日

191日（火曜日から土曜日までの週5日間）

（ただし、祝日、令和7年12月29日～令和8年1月3日は除く）

- (2) 履行時間

16時30分から23時30分まで（うち1時間休憩時間）

ただし、客引き行為者の動向変化に対応するための活動時間の変更や、その他の事情により、時間を変更する必要がある場合には委託者と協議するものとする。

6 従事者等

本業務に従事する従事者等は、次のとおりとする。

- (1) 本業務の現場責任者（以下「現場責任者」という。）として、勤務時間毎に法に定める施設警備業務検定1級若しくは2級又はそれと同等の資格を有する者を常時確保すること。
- (2) 本業務の従事者（以下「従事者」という。）は柔道又は剣道の有段者若しくはそれと同等の身体能力を有する者とする。また、本業務を行うに足る能力と野外の徒歩巡回に耐える体力を持つ者とする。

7 活動体制

- (1) 活動人員
2名(うち現場責任者1名)
- (2) 従事者は原則2名1班とし、従事者の1名以上は、最低1年以上、警備業務に従事したことがある者とする。
- (3) 従事者を交代する場合は、事前に委託者と協議し、業務遂行水準を維持できるよう、従事者の能力、体力、年齢構成等を十分考慮し交代要員を決めること。
- (4) 風水害の天災等により規定の活動人員の確保が困難である場合には、委託者と協議した上で、限られた活動人員の範囲内で効果的に業務を遂行すること。

8 委託業務内容

本業務実施にあたっては、実施計画を策定し、効果的に業務を遂行すること。

- (1) 客引き行為者等に対する口頭注意
 - ア 禁止地区において客引き行為等をしていると認められる者を発見した際には、同人に対して、客引き行為等をやめるように口頭注意を行うとともに、報告書(委託者と受託者が協議の上、決定した書式)に記載された事項を聴取、記録して、委託者に提出すること。
 - イ 前期アの口頭注意を主にしつつ、客引き行為等禁止地区及びその周辺において、道路、公園、その他屋外の公共の場所で路上喫煙・ポイ捨て等の迷惑行為を行う者に対しても、当該行為を行わないように声掛けを行うこと。
- (2) 客引き行為等防止に関する広報啓発活動
禁止地区及びその周辺において、固定配置又は徒歩による巡回を実施し、上記(1)記載の口頭注意及びチラシ、メガホン等を活用した広報活動等、客引き行為等の防止に向けた効果のある啓発活動を実施すること。
- (3) その他社会通念上の迷惑行為等の抑止・啓発
活動中、社会通念上の迷惑行為等を発見した場合は、状況に応じた適切な措置を講ずること。
- (4) 効果検証
受託者は業務開始までに事業の目的を達成するうえで必要となる効果指標を設定し、事業完了時に適切な検証方法により事業の効果検証を実施すること。
- (5) 有事の際の措置
 - ア 本業務従事中に不法事案や火災等を発見した場合は、直ちに110番又は119番通報し、現場において警察官や消防官に、引き継ぐこと。(現行犯逮捕した場合は、現場に到着した警察官の指導のもと、協力して処理する。)
 - イ 本業務従事中に傷病人等、救護を要する者を発見した場合は、傷病人の救護(傷病人を安全な場所に移動し、119番通報する等)及び道路上の危

険防止の措置を講ずること。

ウ 本業務従事中に大規模災害等が発生した場合は、各自の安全を確保した後、現場責任者が速やかに委託者と連絡を取り指示を仰ぐこと。

被災者等の支援活動等の業務の指示は、現場責任者を通じて行うこと。

(7) 県民等からの質問・要望への対応

本業務従事中に、県民等から質問・要望を受けた場合は、内容を記録し、速やかに委託者に報告すること。

9 報告

(1) 業務着手前の書類の提出

業務着手までに実施計画書、従事者名簿等を提出し、例月の実施予定表（勤務予定名簿）は、前月 25 日までに提出すること。ただし、5 月については、兵庫県の初営業日に提出すること。

(2) 業務開始時の報告等

兵庫県の開庁日に従事者が本業務を開始した後速やかに、現場責任者が兵庫県に連絡し、直近の活動結果の報告及び相互の連絡事項の確認等を行うこと。

(3) 報告書の作成と提出

受託者は、従事者に毎日の活動結果に関する報告書（委託者と受託者が協議の上、決定した書式）を作成させるとともに、点検をした後、半月分をとりまとめ、原則として毎月 5 日及び 20 日までに委託者に提出すること。

(4) 特異事案の報告（取扱の都度速やかに）

本業務推進にあたって通報または保護を行った場合など、特異事案の発生や県民等からの要望等を聴取した場合は、その内容及び状況を速やかに書面で報告すること。

10 受託者

(1) 受託者は、警備業法(以下「法」という。)第 4 条の認定業者であって、過去 5 年以内に法に基づく行政処分を受けたことがない業者であること。このことについては、受託者は、業務の遂行にあたり、委託者に対し法で定める認定証の写しと誓約書の届出を行うこと。

(2) 受託者は、過去 3 年以内に地方自治体からパトロール業務の委託契約を受託したことがある業者であること。このことについては、受託者は、業務の遂行にあたり、委託者に対し証明する書類の写しと誓約書の届出を行うこと。

11 従事者の服装及び装備資器材等

(1) 受託者は、従事者に身分証明書を携行させるとともに、統一した制服を着用させ、雨具、防寒衣等についても受託者において用意すること。

また、端正な身だしなみを保持させ、随時点検すること。

- (2) 受託者は、業務上支障のある場合を除き、業務中の従事者に対して、県民等からの請求があった場合には、委託元である担当課名、受託者社名、従事者の氏名等を告げさせること。
- (3) 受託者は、本事業に必要な装備品（携帯用拡声器、携帯電話機、懐中電灯、住宅地図等）を用意するとともに、緊急時等における連絡体制を確保すること。
- (4) 本業務に使用する拠点については、委託者が準備をする。

12 業務実施上の留意点

- (1) 受託者は、従事者に対し、本業務の内容（関係法令、条例等）、職務倫理、市民接遇、トラブル発生時の安全・危険回避等に関する事項について十分に理解・体得させた後に勤務に従事させること。
- (2) 受託者は、従事者に対し、職務を執行する上で特別な権限を有していないことを認識させること。
また、県民等に対する声かけ（助言、指導、注意）を積極的に行うよう指導すること。
なお、県民等に対する声かけは県民等から誤解を招くことのないよう、言動には十分配慮するよう指導すること。
- (3) 受託者は、従事者の活動に関し県民等から苦情等があった場合には、事実を確認するとともに、発生原因、再発防止対策等を内容とする書面を作成し、報告すること。
- (4) 受託者は、常に従事者の健康管理に留意の上、健康状態を把握し、業務に支障がないようにすること。

13 特記事項

- (1) 受託者は、従事者が業務遂行中に被った災害等の事故について、一切の責任を委託者に求めないこと。
- (2) 受託者は、委託業務により第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うこと。
- (3) 受託者は、個人情報の取り扱いに配慮し、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
- (4) 受託者は、「兵庫県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- (5) その他
 - ① 受託者は、業務の実施に関して、本仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
 - ② 受託者は委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。
 - ③ 本業務に関する必要な経費はすべて契約金額に含むものとする。
 - ④ 受託者は、契約時に契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納めること。ただし、兵庫県財務規則第100条第1項第1号から第8号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することがある。

- ⑤ 委託者は、受託者の事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して受託者に適正な履行を求めることができるものとし、受託者は、特別な理由がない限り、この調査又は報告に応じることとし、この業務の終了後も、業務が終了する日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。この際、受託者は、調査又は報告に応じることができるよう、事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておくこととする。

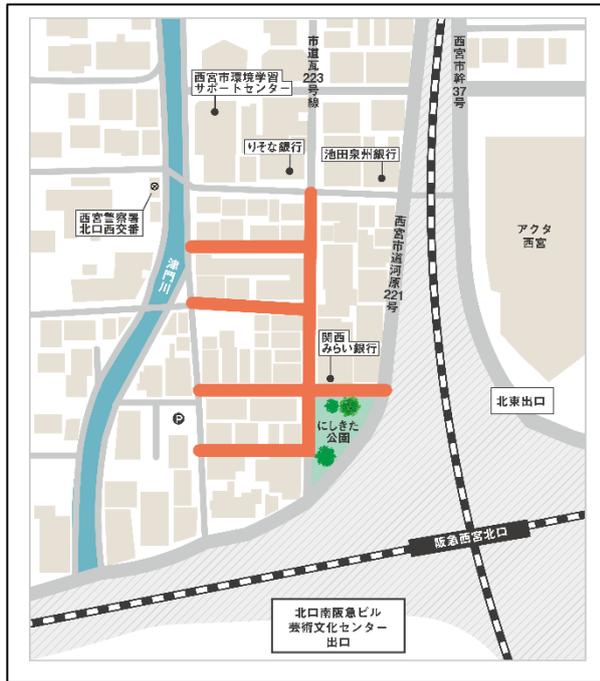
14 担当

兵庫県県民生活部くらし安全課地域安全対策班
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL 078-362-2814(直通) FAX 078-362-4465

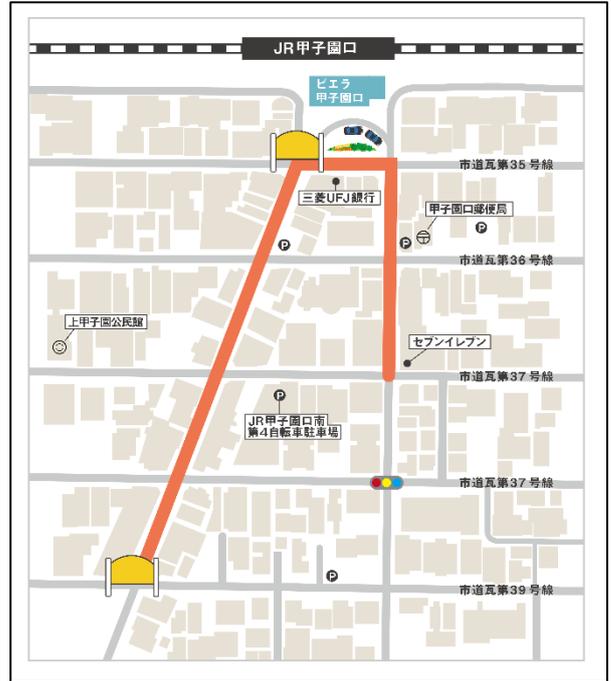
西宮市地域コミュニティ推進課
〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号
TEL 0798-35-3637(直通) FAX 0798-23-5551

別図

阪急西宮北口駅北西地域



JR 甲子園口駅南側地域



客引き行為等禁止地区